

令和7年7月22日
富山県信用保証協会

富山県信用保証協会会長選任理由

当信用保証協会の使命は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにある。加えて、資金繰り支援にとどまらない、一歩先を見据えた「経営支援」による経営改善、創業、事業承継、再生支援など、中小企業者のライフステージに応じた様々な支援を行うことにより、中小企業者の経営基盤の強化に寄与し、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献することを目指している。

そうした組織にあつて、当協会の会長ポストには、富山県の経済情勢を把握していることに加え、中小企業の振興と地域経済の発展に対する強い思いを持つとともに、金融機関や関係機関との円滑な連携を図りながら、中小企業者の課題を克服し、持続的発展等を支援するため、卓越したリーダーシップや業務遂行能力を発揮することが求められる。

こうした観点を考慮して、今般理事会の互選により浜田満広氏を選任した。

なお、会長の理事選任に至る過程に関しては、以下の手続きを経て、理事候補者が選定され、富山県知事が浜田満広氏を理事として任命したところである。

【選定手続きについて】

前回、令和4年7月20日の会長選任にあたっては、富山県による公募の上、第三者による検討委員会の審議を経て理事候補者が選定され、富山県知事による任命の後、理事会において会長を選任した。今回の理事の任期満了にあたっては、国の監督指針に基づき、前回同様、第三者による検討委員会が実施され、会長の在任期間中の功績等を鑑みて、浜田満広氏が理事候補者として選定された。